

入札公告の一部訂正について

令和8年3月23日付けで公告した「7年度空知署【前主夕張地区】保全整備（保育間伐等・地拵・植付）第6号」の入札公告について下記のとおり訂正します。

令和8年4月7日

分任支出負担行為担当官
空知森林管理署長 中村 淳司

1. 訂正箇所及び内容

入札公告

「2 競争参加資格 (3)」の誤謬修正

正誤表

入札公告「2 競争参加資格（3）」

【誤】

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないとともに、構成員の全てが全省庁統一資格を有する者であること。また、共同事業体のランクは代表者となる構成員のランクによることから、当該代表者のランクが当該入札の参加資格として示されたランクと合致すること。なお、上記(2)の認定については、当該代表者が素材生産ではBに、造林ではB若しくはDの両方に格付けされている者であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている場合には適用される。
- また、全省庁統一資格「物品の製造（その他）」及び「役務の提供等（その他）」のどちらかの資格を有している者同士が共同事業体を結成することを「可」とするが、資格を有している事業の作業のみしかできないものとする。更に、構成員のいずれかの等級が当該入札の参加資格として示された等級と合致しなければならない。なお、上記(2)の認定については、構成員の全てが受けている場合には適用される。

【正】

- (3) 共同事業体を結成し入札に参加する場合は、当該共同事業体の構成員が単独企業として当該入札に参加しないとともに、構成員の全てが全省庁統一資格を有する者であること。また、共同事業体のランクは代表者となる構成員のランクによることから、当該代表者のランクが当該入札の参加資格として示されたランクと合致すること。なお、上記(2)の認定については、当該代表者が素材生産ではBに、造林ではA、B若しくはDの両方に格付けされている者であって、林業労働力の確保の促進に関する法律第5条第1項に基づく認定を受けている場合には適用される。
- また、全省庁統一資格「物品の製造（その他）」及び「役務の提供等（その他）」のどちらかの資格を有している者同士が共同事業体を結成することを「可」とするが、資格を有している事業の作業のみしかできないものとする。更に、構成員のいずれかの等級が当該入札の参加資格として示された等級と合致しなければならない。なお、上記(2)の認定については、構成員の全てが受けている場合には適用される。

ランクに「A」を追加